

(素案)

鎌倉市自転車安全 総合推進計画



鎌倉市

目 次

1	計画の基本的な考え方	1
(1)	計画策定の背景	1
(2)	計画策定の目的	3
2	自転車利用の現況	4
(1)	自転車の保有台数	4
(2)	国内自転車の車種別販売台数	4
(3)	本市の交通手段分担率	6
(4)	移動目的別の分担率	7
(5)	端末交通手段分担率	8
(6)	他市との比較	8
(7)	市内の自転車専用車線等について	10
3	本市の交通事故発生状況	13
(1)	交通事故の推移	13
(2)	交通事故の現状（平成23年中）	15
4	計画目標	20
5	自転車の安全な利用の促進に関する施策	22
(1)	走行環境の整備	22
(2)	自転車安全教育	22
(3)	自転車の安全利用の促進	25
(4)	自転車損害賠償保険への加入促進	26
(5)	交通事故相談所設置状況	27
(6)	指導取締りの強化	28
(7)	自転車の駐車対策	29
(8)	自転車に関するデータの収集	30
(9)	推進体制	30

資料 1 鎌倉市自転車の安全利用を促進する条例

資料 2 鎌倉市交通安全対策協議会会則

1 計画の基本的な考え方

(1) 計画策定の背景

自転車は、幼児から高齢者まで幅広い年代の多くの人が、買い物や通勤、通学等、多様な用途で利用する身近な交通手段となっています。また、近年では、健康志向の高まり、環境への負荷の少ないこと、燃料・税金・運賃等が不要のため自動車やバス等と比較し経済的であることなどから通勤手段としても注目され、利用者が増えています。

しかしながら、自転車の利用が増加するなかで、自転車は車両であるという意識が利用者に薄いこと、また自転車の基本的な交通ルールが利用者に徹底されていないことなどもあり、交通ルールの無視やマナーの低下、自転車側の過失による交通事故やトラブルの増加が、近年、社会問題にもなっています。

このような自転車を取り巻く環境を改善するため、警察庁では、自転車に乗るときの基本的な交通ルールとして「自転車安全利用五則*」を定め、交通ルールを普及させるとともに、自転車の安全な利用を促進するために活用してきました。また、平成 23 年には「良好な自転車交通秩序の実現のための総合対策の推進について」（警察庁交通局長通達）に基づいて、自転車の通行環境の確立、自転車利用者に対する交通ルールの周知と安全教育の推進、自転車に対する指導取締りの強化等の対策を推進してきました。

一方、自転車に係る法令等についても、平成 20 年の道路交通法及び同施行令の改正により、普通自転車の歩道通行ができる範囲の拡大や自転車に乗車する児童・幼児のヘルメットの着用義務化などが実施され、また、神奈川県においては、平成 23 年の神奈川県道路交通法施行細則の改正により、自転車運転中の携帯電話、イヤホン等の使用禁止など、利用環境の改善や危険運転防止のための規制の強化等が図られてきました。

*自転車安全利用五則

- ①自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ②車道は左側を通行
- ③歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④安全ルールを守る
 - 夜間はライトを点灯

- 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
- 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- ⑤子どもはヘルメットを着用

このような状況において、鎌倉市では平成 24 年 4 月に、自転車の安全利用の促進を目的として、“自転車の交通ルール・マナーを守るための啓発活動の充実”、“自転車の安全利用の促進”、“自転車安全総合推進計画の策定”、“利用者や事業者の責務”等を定めた、議員提出による「鎌倉市自転車の安全利用を促進する条例」（以下「条例」という。）を施行し、より一層の自転車の安全利用の促進に取り組むこととしました。

※「鎌倉市自転車の安全利用を促進する条例」

本条例は、自転車と歩行者や車両との共存を図り、市民及び観光客等のもとより、子どもから高齢者までの安全で快適な生活を確保するために、交通ルール・マナーを守るための啓発活動の充実と、自転車の安全利用の促進に関する施策を推進するための計画立案を柱として、自転車の安全利用に関する基本的な事項として制定されたものです。

【条例の概要】

- 第 1 条 環境に優しく身近な交通手段である自転車の安全利用を促進し、自転車と歩行者や他の車両との共存を実現し、交通安全の確保に寄与するとともに、市民等の安全で快適な生活を確保することを目的とする。
- 第 3 条 市は関係団体と連携し、自転車の安全で快適な利用環境の向上を図るための施策を講じる。
- 第 4 条 自転車利用者等は、道路交通法やその他の法令の規定を遵守し、自転車の安全利用に努める。
- 第 7 条 事業者等は、市が実施する自転車の安全な利用の促進に関する施策に協力するよう努める。
- 第 8 条 市は、小中学校、関係団体等と連携し、自転車交通安全教育等を行う。
- 第 9 条 市長は、自転車の安全な利用の促進に関する施策を総合的に推進するための計画を定める。
- 第 11 条 条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(2) 計画策定の目的

本市の自転車利用に関する市民の意識については、「平成 23 年度第 3 次鎌倉市総合計画第 2 期基本計画に関する市民意識調査報告書（自由記入欄）」のなかの“自転車に対する意見”から集約すると、「自転車が走りやすいように、自転車専用レーンを整備して欲しい」「自転車に乗るときのマナーの悪い人が多いので、交通ルールを子どものときから周知して欲しい」といった、道路の整備と交通ルール・マナーの周知徹底を要望する意見が多数を占めています。

しかしながら、古くから市街地が形成されたため、狭隘な道路を多く抱えているという本市の特性から、道路拡幅を伴う歩車道の整備、また、用地確保を伴う自転車専用の走行空間の整備を短期的に実現することは困難であり、長期的な課題となっています。

このようにハード面の整備が難しい中で、自転車の安全利用を促進する観点から、自転車の交通ルール・マナーの遵守を徹底するため、これまで、全ての市立小学校と一部の中学校・高等学校で自転車教室を開催し、児童・生徒の運転技能及び交通安全意識の向上を図ってきました。また、交通ルール・マナーの周知を図るため、市の広報紙・ホームページ（HP）への記事掲載や各季の交通安全運動等で関係機関と連携を図りながら、広報活動にも取り組んできました。

このたび、条例に基づき、自転車の安全な利用の促進に関する施策を総合的に推進するための計画として、「自転車安全総合推進計画」を策定し、交通安全教育、自転車の交通ルールについての広報啓発、自転車に係る利用環境の向上等を図り、自転車と歩行者及び自転車以外の車両との共存を実現し、交通安全の確保に役立てようとするものです。

2 自転車利用の現況

(1) 自転車の保有台数

自転車の保有台数は、平成 20 年までのデータによると年による増減はあるものの概ね増加傾向にあります。平成 20 年の国内自転車保有台数は約 6,900 万台となっており、国民の約 1.8 人に 1 台の割合で保有していることになります。

なお、平成 20 年の乗用車の国内保有台数は、約 5,750 万台となっており、自転車の保有台数の方が上回っています。

〔表 1〕

【自転車保有台数】

(単位：千台)

	平成元年	平成 5 年	平成 10 年	平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年
神奈川県	3,350	3,758	4,119	4,571	4,757	4,894
全国合計	59,789	63,103	65,121	68,590	67,948	68,878

	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年
神奈川県	5,260	5,112	5,315
全国合計	71,893	69,583	69,100

出典：一般社団法人自転車協会資料

(2) 国内自転車の車種別販売台数

自転車の国内での販売台数の推移を見ると、総数では大きな増減は見られませんが、車種別で見ると、最近の傾向としてスポーツタイプや電動アシスト付き自転車の販売台数が増加していることが特徴となっています。

特に、電動アシスト付き自転車は、幼児同乗モデルの登場など車種ラインナップの拡充、電池性能の向上、販売価格の低下等により、販売台数は年々増加しており、すでに原動機付自転車（以下「原付」という。）の販売台数を上回っている状況となっています。

〔表 2〕

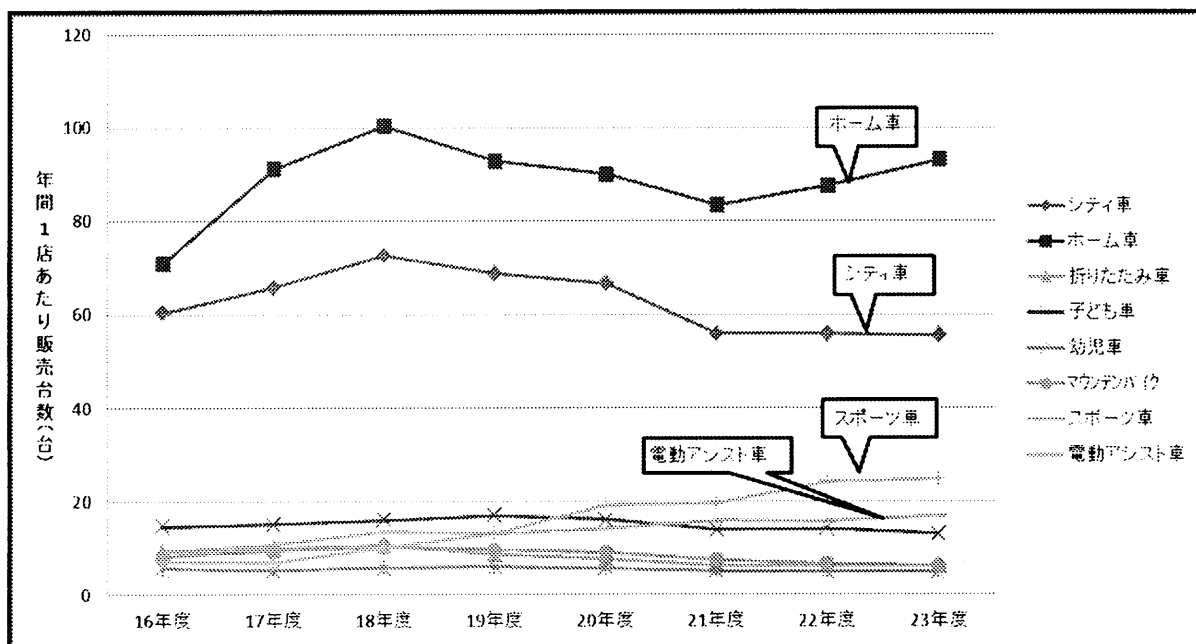
【年間 1 店あたりの車種別販売台数】

車 種 別	平成 16 年度合計		平成 17 年度合計		平成 18 年度合計		平成 19 年度合計	
	台数	構成比(%)	台数	構成比(%)	台数	構成比(%)	台数	構成比(%)
シティ車	60.4	28.3	65.7	27.0	72.6	27.3	68.7	27.0
ホーム車	70.8	33.2	91.0	37.4	100.3	37.7	92.7	36.4
折りたたみ車	9.2	4.3	9.9	4.1	10.6	4.0	8.6	3.4
子ども車	14.6	6.8	15.5	6.4	16.0	6.0	17.0	6.7
幼児車	5.6	2.6	5.2	2.1	5.8	2.2	6.0	2.3
マウンテンバイク	8.2	3.8	9.4	3.9	10.3	3.8	9.6	3.8
スポーツ車	7.1	3.3	6.9	2.8	10.1	3.8	13.2	5.2
電動アシスト車	9.3	4.4	10.7	4.4	13.5	5.1	13.2	5.2
合 計	185.2	86.7	214.3	88.1	239.2	89.9	229.0	90.0
中 古 車	28.3	13.3	29.1	11.9	26.9	10.1	25.5	10.0
総 合 計	213.5	100.0	243.4	100.0	266.1	100.0	254.5	100.0

車 種 別	平成 20 年度合計		平成 21 年度合計		平成 22 年度合計		平成 23 年度合計	
	台数	構成比(%)	台数	構成比(%)	台数	構成比(%)	台数	構成比(%)
シティ車	66.6	26.1	55.8	24.0	55.8	23.3	55.5	22.8
ホーム車	89.9	35.3	83.3	35.9	87.5	36.6	93.0	38.2
折りたたみ車	7.7	3.0	6.3	2.7	6.3	2.6	6.2	2.5
子ども車	16.1	6.3	13.9	6.0	14.2	5.9	13.0	5.3
幼児車	5.7	2.2	5.1	2.2	5.0	2.1	5.0	2.1
マウンテンバイク	9.0	3.5	7.5	3.2	6.6	2.8	6.2	2.5
スポーツ車	19.1	7.5	19.6	8.4	24.2	10.1	24.9	10.2
電動アシスト車	14.2	5.6	15.9	6.8	15.8	6.6	16.9	7.0
合 計	228.3	89.5	207.4	89.2	215.4	90.0	220.7	90.6
中 古 車	26.7	10.5	25.0	10.8	23.8	10.0	22.8	9.4
総 合 計	255.0	100.0	232.4	100.0	239.2	100.0	243.5	100.0

出典：財団法人自転車産業振興協会 自転車国内販売動向調査

〔表 3〕



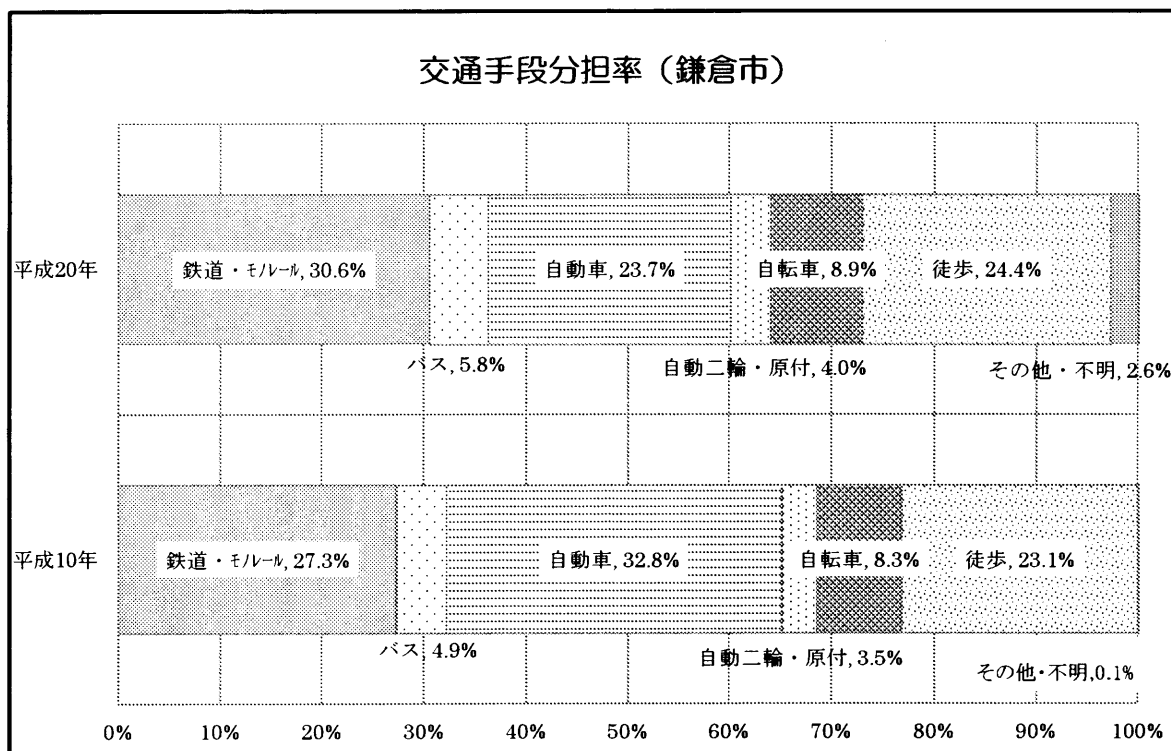
(3)本市の交通手段分担率

東京都市圏交通計画協議会が実施したパーソントリップ調査*結果に基づく本市の平成 20 年における交通手段分担率（全体の交通手段に対する利用の割合）を見ると、利用の割合が一番多いのが「鉄道・モノレール」の 30.6%、次いで「徒歩」の 24.4%、「自動車」の 23.7%、「自転車」の 8.9%と続いています。なお、平成 10 年の同調査結果では、一番多いのが「自動車」の 32.8%で次が「鉄道・モノレール」の 27.3%となっており、10 年間で自動車の利用割合が大きく減少しています。

自転車については、平成 20 年が 8.9%、同 10 年が 8.3%と若干利用の割合が増加した結果となっています。

*パーソントリップ調査：一定の地域における人の動きを調べ、交通機関の実態を把握する調査。「どのような人が」「どのような目的で・交通手段で」「どこからどこへ」移動したかなどを調べる。

〔表 4〕



出典：第5回東京都市圏パーソントリップ調査

(4) 移動目的別の分担率

本市の移動目的別の分担率は下表のとおりとなっています。

その中で、自転車の移動目的別分担率を見ると、「自宅－私事」で自転車を利用する人が13.6%と最も高い利用割合を示しています。

一方で、市内にある中学・高校で自転車通学ができる学校が少ない（高校で1校）こともあり、「自宅－通学」の利用割合は3.7%と非常に低くなっています。

〔表 5〕

	鉄道	バス	自動車	自動二輪 ・原付	自転車	徒歩	その他・不明
自宅－通勤	55.0%	5.3%	14.9%	7.3%	7.1%	8.9%	1.5%
自宅－通学	43.0%	3.9%	2.9%	0.2%	3.7%	44.8%	1.5%

自宅－業務	46.5%	3.5%	25.0%	4.6%	8.1%	11.9%	0.4%
自宅－私事	16.3%	6.9%	33.5%	2.0%	13.6%	26.2%	1.5%
帰宅	32.2%	7.0%	21.7%	3.6%	9.6%	22.3%	3.6%
勤務・業務	15.5%	0.5%	55.6%	12.5%	5.0%	9.5%	1.4%
私事	20.3%	4.4%	25.2%	3.5%	6.3%	38.8%	1.5%

出典：第5回東京都市圏パーソントリップ調査

(5) 端末交通手段分担率

市内の主要駅である、鎌倉駅・大船駅を利用する際の交通手段分担率は、徒歩が圧倒的に高く、自転車の分担率は、「鎌倉駅」が 5.2%、「大船駅」が 6.2%となっています。

〔表6〕

	路線バス	乗用車	自家用バス・ 貸切りバス	タクシー・ ハイヤー	自動二輪 ・原付	自転車	徒歩	その他・不明
鎌倉駅	12.3%	2.0%	1.2%	1.0%	1.2%	5.2%	77.0%	0.1%
大船駅	25.7%	3.7%	1.4%	1.4%	3.2%	6.2%	58.2%	0.2%

出典：第5回東京都市圏パーソントリップ調査

(6) 他市との比較

近隣市と、平成 20 年の調査結果を比較してみると、本市の自転車分担率は、比較的丘陵地が多く地形的に似ている横須賀市、逗子市と近い数値を示しており、いずれの市も県内平均の 10.9%を下回っています。一方で、比較的平坦部の多い藤沢市、茅ヶ崎市は、県内平均を上回る数値となっています。また、自動二輪・原付の分担率は、鎌倉市、横須賀市、逗子市は県内平均と比較して高くなっています。

このように、平坦な地形では自転車を利用しやすく、本市のように起伏が富んだ地形では、自動二輪・原付の利用が多いことが特徴です。

〔表 7〕

	鉄道	バス	自動車	自動二輪・ 原付	自転車	徒歩	その他・ 不明
鎌倉市	30.6%	5.8%	23.7%	4.0%	8.9%	24.4%	2.6%
横須賀市	22.5%	3.8%	33.8%	4.1%	6.9%	26.2%	2.7%
逗子市	27.0%	5.6%	25.2%	4.9%	7.1%	27.7%	2.5%
藤沢市	25.3%	3.0%	28.9%	3.0%	13.5%	23.9%	2.4%
茅ヶ崎市	18.0%	2.0%	28.4%	3.1%	23.0%	23.3%	2.2%
神奈川 県全体	27.1%	4.1%	28.4%	2.9%	10.9%	24.2%	2.4%

出典：第5回東京都市圏パーソントリップ調査

(7)市内の自転車専用車線等について

ア 自転車専用車線

市内には、自転車専用車線が1箇所あります。

＊道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の規制標示「109の3
車両通行区分」によるもの

〔表8〕

路線名		区間	延長
一般県道阿久和鎌倉線	両側	竜宝寺トンネル入口交差点 ～関谷インター交差点	約1,400m

出典：鎌倉警察署・大船警察署資料（平成21年7月15日実走調査）



イ 自転車通行可能な歩道

市内には、自転車通行可能な歩道*は、表9のとおり、18箇所で総延長約21,140mあります。

＊道路標識や道路標示によって普通自転車が歩道を通行できるとされている場合は、歩道を通行することができる。

＊歩道を通行する場合は、歩道の中央から車道寄りの部分を徐行して進行しなければならない。また、歩行者の通行を妨げることとなる

場合は、一時停止しなければならない。

*道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の規制標識「325 の 3
自転車および歩行者専用」によるもの

〔表 9〕

	路線名		区間	延長
1	主要地方道横浜鎌倉線	両側	滑川交差点 ～鎌倉警察署交差点	約 1,300m
2	一般国道 134 号線	南側	滑川交差点 ～稲村力崎 3-15	約 2,900m
3	一般国道 134 号線	北側	滑川交差点 ～市境（腰越海岸信号機先）	約 5,900m
4	市道 027-000 号線	両側	市役所前交差点 ～八雲神社前交差点	約 2,060m
5	市道 009-000 号線	両側	鎌倉海浜公園前交差点 ～若宮荘交差点	約 275m
6	主要地方道藤沢鎌倉線	両側	市境（深沢高校前信号機先） ～深沢交差点	約 1,140m
7	市道 054-000 号線 一般県道小袋谷藤沢線 一般県道阿久和鎌倉線	北側	市境（武田薬品工業前） ～新富岡橋北側交差点	約 1,620m
8	一般県道小袋谷藤沢線 一般県道阿久和鎌倉線	両側	竜宝寺トンネル入口交差点 ～山崎跨線橋南側交差点	約 640m
9	主要地方道横浜鎌倉線	西側	鎌倉女子大南側交差点 ～鎌倉女子大前交差点	約 250m
10	主要地方道横浜鎌倉線 主要地方道原宿六ツ浦線	南側	市境 ～鎌倉女子大前交差点	約 40m
11	主要地方道原宿六ツ浦線	北側	鎌倉女子大正門前 ～市境	約 100m
12	一般県道阿久和鎌倉線	両側	関谷インター交差点 ～城廻 61 付近	約 100m
13	一般県道阿久和鎌倉線	東側	関谷インター交差点 ～市境（影取中央交差点）	約 1,620m

14	一般県道阿久和鎌倉線	西側	一般県道田谷藤沢線 ～市境（影取中央交差点）	約 1,525m
15	一般県道田谷藤沢線	両側	新風台団地入口交差点 ～市境（清水小路交差点）	約 1,000m
16	一般県道阿久和鎌倉線 （関谷インター支線）	東側	関谷インター第 2 交差点 ～関谷インター交差点	約 175m
17	一般県道阿久和鎌倉線 （関谷インター支線）	南側	関谷インター交差点 ～関谷インター第 1 交差点	約 175m
18	市道 054-000 号線	歩道	大船郵便局前交差点 ～松竹第 1 号橋（砂押川プロム ナード）	約 320m

*全路線ライン等の標示による分離なし

出典：鎌倉警察署・大船警察署資料（平成 21 年 7 月 15 日実走調査）



3 本市の交通事故発生状況

(1) 交通事故の推移

本市の交通事故の推移を死者数で見ると、昭和 39 年に最多の 22 人を記録しました。その後、増減を繰り返してきましたが、平成 4 年の 10 人を最後に、平成 23 年まで 10 人未満で推移し、平成 21 年には記録の残る昭和 29 年以降、初めての交通事故死ゼロを達成しました。

一方、交通事故の発生件数と負傷者数を見ると、発生件数については、昭和 52 年以降、増加傾向となり、平成元年には最多の 1,354 件を記録しました。また、負傷者数についても概ね同様に推移し、平成元年には 1,501 人、平成 13 年には最多の 1,609 人を記録しました。しかし、平成 14 年以降は、発生件数・負傷者数ともに減少傾向に転じており、発生件数は平成 18 年に 1,000 件を下回り、平成 23 年は 756 件となりました。また負傷者数についても、平成 23 年は 885 人となっており、いずれもピーク時より半数近く減少しています。

〔表 10〕

【鎌倉市の年別交通事故全件概況】

(各年 12 月末)

	件数(件)	死者(人)	負傷者(人)	死傷者合計
昭和 29 年	119	5	85	90
昭和 39 年	551	22	380	402
昭和 48 年	550	13	717	730
昭和 49 年	486	8	624	632
昭和 50 年	439	8	549	557
昭和 51 年	514	4	611	615
昭和 52 年	444	8	546	554
昭和 53 年	456	5	556	561
昭和 54 年	463	15	550	565
昭和 55 年	515	11	635	646
昭和 56 年	618	12	761	773
昭和 57 年	697	7	867	874
昭和 58 年	576	13	702	715

昭和 59 年	574	9	672	681
昭和 60 年	713	16	837	853
昭和 61 年	693	2	832	834
昭和 62 年	718	4	860	864
昭和 63 年	839	15	966	981
平成元年	1,354	8	1,501	1,509
平成 2 年	1,198	8	1,381	1,389
平成 3 年	1,070	4	1,152	1,156
平成 4 年	1,138	10	1,220	1,230
平成 5 年	1,181	7	1,266	1,273
平成 6 年	1,124	5	1,208	1,213
平成 7 年	1,280	3	1,346	1,349
平成 8 年	1,210	6	1,420	1,426
平成 9 年	1,144	5	1,394	1,399
平成 10 年	1,015	2	1,282	1,284
平成 11 年	1,194	6	1,409	1,415
平成 12 年	1,327	6	1,580	1,586
平成 13 年	1,320	6	1,609	1,615
平成 14 年	1,307	1	1,587	1,588
平成 15 年	1,234	5	1,478	1,483
平成 16 年	1,241	6	1,493	1,499
平成 17 年	1,098	5	1,346	1,351
平成 18 年	966	4	1,166	1,170
平成 19 年	941	4	1,160	1,164
平成 20 年	926	2	1,092	1,094
平成 21 年	918	0	1,087	1,087
平成 22 年	859	5	1,017	1,022
平成 23 年	756	2	885	887

出典：交通安全と事故のしらべ（鎌倉市交通安全対策協議会）

(2)交通事故の現状(平成 23 年中)

本市の交通事故は、発生件数、死傷者数ともに減少傾向にありますが、その中で、高齢者の関係する事故と二輪車・自転車の関係する事故が高い割合を占めていることが特徴となっています。

このため、これらの事故に対する交通安全対策を重点的に進めていきます。

ア 高い割合を占める高齢者事故

本市の 65 歳以上の人口比率は 27.6% (平成 23 年 1 月 1 日現在) であり、神奈川県平均の 20.6%と比較して、非常に高い割合を示しています。

同様に、平成 23 年中の高齢者の関係する事故件数は 225 件で、全事故件数に占める割合は 29.8%と、高い割合を占めています。

近年、高齢者の事故件数・死傷者数は若干の減少傾向ですが、依然として全事故件数に占める割合は高い状態にあります。また、死者数についても高齢者の占める割合は高く、平成 22 年は死者 5 人のうち 2 人、平成 23 年は死者 2 人のうち 1 人が高齢者となっています。

〔表 11〕

【高齢者の交通事故】

(各年 12 月末)

	高齢者事故件数／ 全事故件数 (件)	死者(人)	負傷者 (人)	死傷者 合計(人)	全事故に 占める割合
平成 18 年	245 / 966	0	118	118	25.4%
平成 19 年	263 / 941	1	133	134	27.9%
平成 20 年	256 / 926	1	169	170	27.6%
平成 21 年	268 / 918	0	154	154	29.2%
平成 22 年	238 / 859	2	149	151	27.7%
平成 23 年	225 / 756	1	143	144	29.8%

平成 23 年 神奈川県全体	9,665 / 38,800	54	5,314	5,368	24.9%
-------------------	-------------------	----	-------	-------	-------

イ 高水準で推移する二輪車事故

平成 23 年中の二輪車の関係する事故件数は 270 件で、全事故件数に占める割合は 35.7%となっています。近年、若干の減少傾向にはあるものの、依然として高い水準にあります。

〔表 12〕

【二輪車の交通事故】

(各年 12 月末)

	二輪車事故件数／ 全事故件数 (件)	死者(人)	負傷者 (人)	死傷者 合計(人)	全事故に 占める割合
平成 18 年	365 / 966	3	303	306	37.8%
平成 19 年	368 / 941	1	333	334	39.1%
平成 20 年	344 / 926	1	303	304	37.1%
平成 21 年	361 / 918	0	317	317	39.3%
平成 22 年	331 / 859	1	185	186	38.5%
平成 23 年	270 / 756	0	248	248	35.7%

平成 23 年 神奈川県全体	11,879 / 38,800	58	10,551	10,609	30.6%
-------------------	--------------------	----	--------	--------	-------

ウ 全事故に占める割合が増加傾向にある自転車事故

平成 23 年中の自転車の関係する事故件数は 164 件で、全事故件数に占める割合は 21.7%となっています。近年、全事故に占める割合は増加傾向にあります。

なお、本市の自転車事故の全事故に占める割合は、県内平均(24.4%)より 2.7 ポイント下回っています。

〔表 13〕

【自転車の交通事故】

(各年 12 月末)

	自転車事故件数／ 全事故件数 (件)	死者(人)	負傷者 (人)	死傷者 合計(人)	全事故に 占める割合
平成 18 年	170 / 966	0	163	163	17.6%
平成 19 年	162 / 941	0	158	158	17.2%
平成 20 年	165 / 926	0	159	159	17.8%
平成 21 年	181 / 918	0	172	172	19.7%
平成 22 年	159 / 859	3	152	155	18.5%
平成 23 年	164 / 756	0	164	164	21.7%

平成 23 年 神奈川県全体	9,465 / 38,800	22	9,338	9,360	24.4%
-------------------	-------------------	----	-------	-------	-------

◎平成 23 年中の鎌倉市内の自転車事故種別別負傷者数

出典：鎌倉警察署・大船警察署資料

《事故形態別負傷者数》

右左折時、出会い頭の事故による負傷者が多かった。

〔表 14〕

形態別		負傷者数	構成率
人対車両		1 人	0.6%
車両相互	右左折時	58 人	35.4%
	出会い頭	38 人	23.2%
	正面衝突	11 人	6.7%
	追突	2 人	1.2%
	その他	45 人	27.4%
車両単独		9 人	5.5%
合 計		164 人	100%

《事故原因別負傷者数》

負傷者の約 7 割に安全運転義務違反等何らかの違反がありました。

〔表 15〕

原因別	負傷者数	構成率
安全運転義務違反	52 人	31.7%
交差点安全義務違反	17 人	10.4%
一時不停止	9 人	5.5%
通行区分違反	8 人	4.9%
優先通行妨害	6 人	3.6%
信号無視	2 人	1.2%
その他の違反	18 人	11.0%
違反無し	52 人	31.7%
合 計	164 人	100%

《時間帯別負傷者数》

10 時から 12 時の間に事故で負傷された方が最も多く、10 時から 18 時の時間帯に約 7 割が集中しています。

〔表 16〕

時間帯	負傷者数	構成率
0 時～2 時	0 人	0.0%
2 時～4 時	1 人	0.6%
4 時～6 時	2 人	1.2%
6 時～8 時	14 人	8.5%
8 時～10 時	14 人	8.5%
10 時～12 時	34 人	20.8%
12 時～14 時	27 人	16.5%
14 時～16 時	24 人	14.6%
16 時～18 時	29 人	17.7%
18 時～20 時	15 人	9.2%
20 時～22 時	2 人	1.2%
22 時～24 時	2 人	1.2%
合 計	164 人	100%

《年齢別負傷者数》

最も負傷者が多いのは、36 歳から 40 歳までの年齢で 1 割以上を占めていますが、一方で、15 歳以下が約 2 割、66 歳以上が約 1.5 割となっており、子どもと高齢者の事故が多いことが窺えます。

〔表 17〕

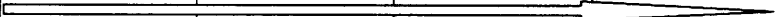
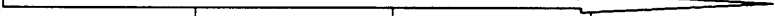
年齢	負傷者数	構成率
0 歳～5 歳	7 人	4.3%
6 歳～10 歳	15 人	9.1%
11 歳～15 歳	10 人	6.1%
16 歳～20 歳	10 人	6.1%
21 歳～25 歳	3 人	1.8%
26 歳～30 歳	12 人	7.3%
31 歳～35 歳	12 人	7.3%
36 歳～40 歳	18 人	11.1%
41 歳～45 歳	15 人	9.1%
46 歳～50 歳	12 人	7.3%
51 歳～55 歳	8 人	4.9%
56 歳～60 歳	8 人	4.9%
61 歳～65 歳	9 人	5.5%
66 歳～70 歳	7 人	4.3%
71 歳～75 歳	11 人	6.7%
76 歳～80 歳	2 人	1.2%
81 歳以上	5 人	3.0%
合 計	164 人	100%

4 計画目標

計画を進めていくにあたり、施策に対する成果指標として、次の項目を計画目標とします。また、目標については、5 年間を期間として目標値を設定します。

なお、取り組み期間中であっても、新たな項目の追加や、進行状況・環境の変化等に合わせた目標の追加・見直しを必要に応じて行います。

《目標》No.1 自転車交通事故件数の削減

実施内容	- 平成 29 年までに、自転車の関係する交通事故件数の全事故件数に占める割合を県内平均より 5%以上下回る。 - 平成 25 年から 29 年までの 5 年間で自転車の交通事故件数を 10%以上削減する。				
過去の実績	- 平成 23 年：鎌倉市 21.7% 神奈川県 24.4% - 平成 23 年中の自転車の交通事故件数 164 件				
目 標	25 年	26 年	27 年	28 年	29 年
					県内平均より 5%下回る
					事故件数を 10%以上削減

《目標》No.2 自転車交通事故による死傷者数の削減

実施内容	・平成 25 年から 29 年までの 5 年間で自転車事故による死傷者数を 10% 以上削減する。 ・平成 25 年から 29 年までの 5 年間、自転車事故による死者数を 0 人とする。				
過去の実績	・平成 23 年中の自転車事故による死傷者数 164 人 ・平成 23 年中の自転車事故による死者数 0 人				
目 標	25 年	26 年	27 年	28 年	29 年
					死傷者数を 10%以上削減
	自転車事故 死者数 0 人	自転車事故 死者数 0 人	自転車事故 死者数 0 人	自転車事故 死者数 0 人	自転車事故 死者数 0 人

《目標》No.3 交通安全教室参加者数の拡大

実施内容	交通安全教室の参加者数を、平成 25 年度から 29 年度までの 5 年間で 25%以上増加させる。それに合わせて、交通安全教室の開催数も増やしていく。				
過去の実績	・平成 23 年度交通安全教室参加者数：11,988 人 ・平成 22 年度交通安全教室参加者数：12,252 人				
目 標	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
					参加者数を 25%以上増加

*交通安全教室は、鎌倉・大船警察署、鎌倉市、鎌倉市交通安全対策協議会（別添資料参照）等が協力し、実施しています。

5 自転車の安全な利用の促進に関する施策

本市では、自転車通行空間の整備が長期的な課題であるため、自転車の安全な利用の促進に関する具体的な施策としては、交通安全教育の充実や交通ルール・マナーの周知徹底、自転車損害賠償保険への加入促進、などといったソフト面での対策を重点的に進めていくこととします。

なお、条例に基づき、市民や自転車利用者、事業者等は、市が実施する次の自転車の安全な利用の促進に関する施策に協力するよう努めなければならないものとしします。

(1) 走行環境の整備

自転車を安全で快適に利用するためには、自動車や歩行者から分離された自転車道や自転車専用通行帯の整備が有効策の一つです。

しかしながら、市内にある自転車専用車線は 1 箇所（延長約 1,400m）のみとなっています。

自転車道や自転車専用通行帯の整備には用地の確保等、解決すべき課題が多くありますが、将来的に自転車の利用が増えていくことが予想されるため、今後、新たな自転車専用道路の整備については課題を踏まえながら検討していきます。

(2) 自転車安全教育

関係機関・団体と交通安全教育に関する情報を共有し、相互の連携を図りながら交通安全教育を実施していきます。

交通安全教育の実施にあたっては、受講者が必要な技能及び知識を習得し、その必要性を理解できるよう参加・体験・実践型の教育方法を積極的に活用します。特に、交通事故を視覚的に体験することができる、スタントマンによる事故実演方式の交通安全教室「スケアード・ストレイト」の実施を推進します。

・スタントマンによる事故実演



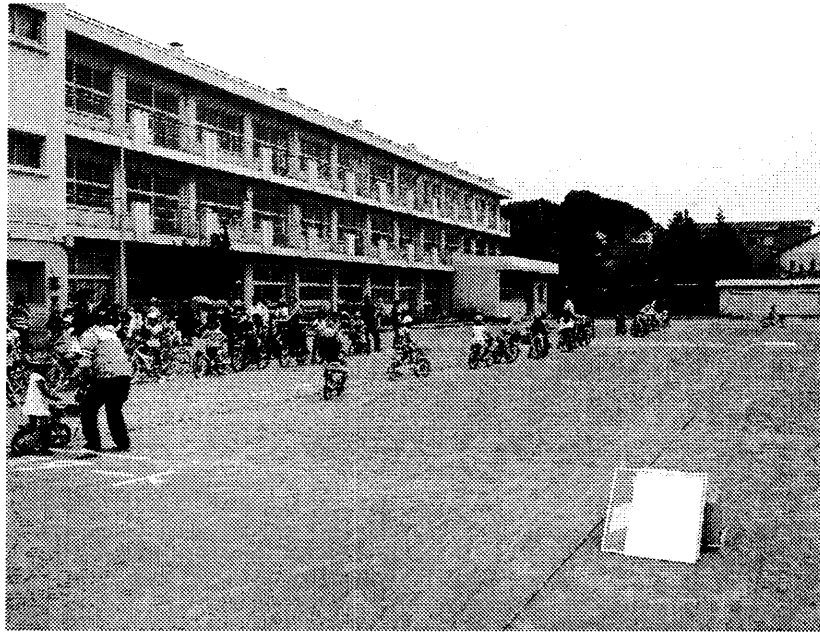
また、自転車の使用頻度が高い、小学生、中学生、高校生に対しては、将来の運転者教育の基礎となるように、自転車の安全利用に関する教育を強化していきます。さらに、市内の小中学校等の長は、児童生徒の発達段階に応じた自転車交通安全教育の実施に努めるものとします。

ア 小学生に対する交通安全教育

市立小学校 16 校を対象に、各校の校庭に模擬道路を作成し、自転車の基本的な交通ルール・マナーの習得と安全な乗り方の実技指導を行う自転車教室を開催し、自転車の安全な利用と交通安全意識の向上を図ります。

また、自転車に乗るときの交通ルール・マナーについて子ども向けにやさしく解説したリーフレットを市内の小学校に通う新一年生全員に配布するなど、児童に対して自転車の安全な利用についての周知を図ります。

・ 小学校自転車教室



(玉縄小学校)

イ 中学生に対する交通安全教育

自転車で安全に道路を通行するために必要な知識と技能の習得を目指します。また、交通ルール・マナーの重要性や、事故を起こした場合の責任の重さを訴え、被害者にも加害者にもならないよう、交通事故防止の意識啓発を行います。

さらに、自転車の交通安全教育と併せて、暴走族への加入を防ぐことを目的とした交通安全教育を実施します。

ウ 高校生に対する交通安全教育

自転車利用者として、安全に道路を通行するために必要な技能と知識を習得してもらうとともに、交通社会の一員として交通ルールを遵守し、自他の生命を尊重する等、責任ある行動を取ることができることを目標とします。

また、交通ルール・マナーの重要性や、事故を起こした場合の責任の重さを訴え、被害者にも加害者にもならないよう交通事故防止の意識啓発を行います。

エ 成人に対する交通安全教育

交通安全運動等を通して、運転者としての社会的責任の自覚、安全運転に必要な技能、交通安全意識・マナーの向上を図ります。

自転車教室に参加した小学生の保護者に対して、交通ルール・マナーブックを配布し、自転車の安全利用について周知するとともに、家庭での交通安全教育の徹底を呼びかけます。

自転車の幼児用座席を使用している二人乗り乗車をする機会が多い、幼稚園・保育園児の保護者に対して、事故や転倒による子どものケガを防ぐため、二人乗り乗車時の安全運転の徹底を図る実技を中心とした交通安全教育を実施します。

オ 高齢者に対する交通安全教育

老人福祉センターや老人クラブの主催する会合等において、市の防犯アドバイザーや警察等と連携し、振り込め詐欺被害防止の講話等を行う防犯教室と併せて、加齢に伴う身体機能の変化が交通行動に及ぼす影響を理解してもらうとともに、歩行者、自転車・二輪車・自動車の運転者としてのそれぞれの立場に合わせて必要な実践的スキル、交通ルール等の知識の習得を目標とした交通安全教育を実施します。

(3) 自転車の安全利用の促進

ア 自転車の利用にあたっては、自転車が本来車両（軽車両）であることや、道路を通行する場合の車両としての交通ルール・マナーについての理解を深めるとともに、自転車乗車中の交通事故や自転車による迷惑行為を防止するため、歩行者や他の車両に配慮した通行等、自転車の正しい乗り方に関する普及啓発の強化を図ります。

特に、交通安全運動キャンペーンや交通安全教室等を通じて、自転車の交通ルールの遵守とマナーの向上について周知・徹底を図ります。

イ 自転車の加害事故への認識と対歩行者事故における危険性等についての教育や広報啓発活動を推進します。

ウ 自転車の安全な利用を確保し、自転車事故の防止を図るため、自転車小売業者と協力しながら、利用者に対して定期的な点検整備の必要性を周知します。

エ 薄暮時からのライトの点灯を徹底するよう周知するとともに、夜間における自転車の視認性が向上し、利用者の事故防止に効果が期待できる反射材の取り付けを推進します。

オ 自転車の幼児用座席を使用しての二人乗り乗車中の自転車の転倒危険性や安全な乗り方についての周知を図ります。

カ 幼児・児童が自転車に乗るときや幼児用座席に同乗させるとき、自転車用ヘルメットを着用するように保護者に対して周知を図ります。

キ 企業や団体等に、自転車の安全利用を目的に製作された教育映像作品の貸し出しを行うことで、地域での交通安全の普及に役立てます。

ク 本市を観光で訪れてレンタサイクルを利用する人に対して、自転車貸出事業者と協力しながら、自転車の交通ルール・マナーについての周知を図ります。

(4) 自転車損害賠償保険への加入促進

自転車は気軽に利用できる乗り物ですが、一方で、運転中の事故により自分がケガをするだけでなく、歩行者等にケガを負わせる、財物を破損してしまうといった危険性も含んでいます。

このような事故に対応するために保険は有効な手段ですが、自転車の保険は任意加入であり、自動車のような自賠責保険の強制加入の仕組みがありません。

しかし、事故を起こしたときには、自動車の場合と同じく刑事責任・民事責任を問われます。さらに、重大事故になると、多額（被害の大きさにより数千万円の事例あり）の賠償責任を負う場合もあります。また、未成年者の場合の加害事故については、賠償責任が両親や保護者に及ぶこともあります。

そのため、対歩行者事故や自転車同士の事故における危険性を十分認識し、安全運転で事故を起こさないことが一番ですが、万が一の事故に備えるために、損害賠償保険への加入の重要性について、市の広報紙・HP や交通安全教室等を通じて周知を図ります。

〔表 18〕

【保険の種類】

保険の種類	事故の相手		自分	保険対象の概要
	死亡 ケガ	財産	死亡 ケガ	
個人賠償責任保険	○	○	×	被害者に対する損害賠償責任が生じた場合に保険金が支払われる。
傷害保険	×	×	○	自分がケガをした、もしくは死亡した場合に保険金が支払われる。
自転車向け保険	○	○	○	被害者や自分がケガをした、もしくは死亡した場合に保険金が支払われる。
TSマーク付帯保険*	○	×	○	被害者や自分がケガをした、もしくは死亡した場合に保険金が支払われる。

* TSマーク付帯保険：自転車安全整備士による点検、整備を受けた安全な普通自転車であることを示す TS マークに付帯した保険。

保険の有効期間は、TS マークに記載されている点検日から 1 年間。

(5) 交通事故相談所設置状況

〔表 19〕

(平成 23 年度末)

相談窓口	相談日	相談時間	電話番号
鎌倉警察署住民相談係 ----- 鎌倉市小町 1-8-4	月曜日～金曜日	8 時 30 分 ～17 時 15 分	0467-23-0110
大船警察署住民相談係 ----- 鎌倉市大船 1709-2	月曜日～金曜日	8 時 30 分 ～17 時 15 分	0467-46-0110

かながわ県民センター 横浜市神奈川区鶴屋町 2-24-2 かながわ県民センター2 階	月曜日～金曜日	9 時～12 時 13 時～16 時	045-312-1121
厚木合同庁舎 厚木市水引 2-3-1 県厚木合同庁舎本館 1 階	第 2 水曜日 面接相談のみ(予約制)	9 時～12 時 13 時～16 時	〔予約受付〕 045-210-3555 県くらし安全交通課
高相合同庁舎 相模原市南区相模大野 6-3-1 県高相合同庁舎 1 階	第 1 金曜日 面接相談のみ(予約制)	9 時～12 時 13 時～16 時	
平塚合同庁舎 平塚市西八幡 1-3-1 県平塚合同庁舎 1 階	第 2・4 木曜日	9 時～12 時 13 時～16 時	0463-22-2711
小田原合同庁舎 小田原市荻窪 350-1 県小田原合同庁舎 1 階	第 3 火曜日 面接相談のみ(予約制)	9 時～12 時 13 時～16 時	〔予約受付〕 045-210-3555 県くらし安全交通課
足柄上合同庁舎 足柄上郡開成町吉田島 2489-2 県足柄上合同庁舎本館 1 階	第 4 金曜日 面接相談のみ(予約制)	9 時～12 時 13 時～16 時	

(6) 指導取締りの強化

無灯火、二人乗り、信号無視、運転中の携帯電話・イヤホン等の使用、歩行者に危険を及ぼす違反等に対して、所轄の警察署に指導警告・取締りの強化を要請していきます。

(7) 自転車の駐車対策

自転車等の駐車対策については、その総合的かつ計画的な推進を図ることを目的として、「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」(昭和 55 年法律第 87 号)による施策を推進します。

ア 鉄道駅周辺等における放置自転車対策のため、「鎌倉市自転車等の放置防止に関する条例」(平成 2 年 6 月 1 日施行)に基づき、効率的、総合的な自転車駐車場の整備を推進するとともに、公共の場における自転車及び原付の放置を防止するため、放置禁止区域内* に自転車等が放置されているときは、移動、保管を行います。特に、高齢者、身体障がい者の円滑な移動を妨げる自転車等の駐車防止体制の強化を図ります。

今後も鎌倉駅、大船駅の駐輪場整備に取り組むとともに、江ノ島電鉄・湘南モノレール駅の放置自転車の監視及び駐輪場の整理整頓を行います。

また、駅前や繁華街等の歩道上の放置自転車に対して、一層の放置自転車対策を進めていきます。

* 放置禁止区域：人通りも多く、車両通行も頻繁な JR 鎌倉・大船・北鎌倉駅周辺を中心とした区域

イ 「鎌倉市自転車等の放置防止に関する条例」及び「鎌倉市開発事業等における手続及び基準等に関する条例」(平成 15 年 4 月 1 日施行)に基づき、施設設置者に対して自転車等駐車施設の設置を奨励及び義務付けることにより、自転車駐車場の整備を推進します。

〔表 20〕

【自転車駐車場設置状況】

(平成 24 年 4 月 1 日現在)

	名 称	収容台数 (台)		
		自転車	バイク	合 計
1	小町サイクルパーク	705	166	871
2	シーン・サイクルパーキング	561	351	912
3	鎌倉駅西口第一自転車駐車場	126	79	205
4	鎌倉駅西口第二自転車駐車場	713	216	929
5	大船サイクルパーク	550	767	1,317
6	大船駅西口自転車駐車場	748	236	984
7	湘南パーキング	900	500	1,400

8	大船駅東口自転車駐車場	436	142	578
9	大船駅東口仮設自転車駐車場	120	—	120
10	大船駅東口暫定第一自転車駐車場	495	100	595
11	大船駅東口暫定第二自転車駐車場	260	70	330
12	大船駅東口暫定第三自転車駐車場	350	67	417
13	大船駅西口仮設第一駐輪場	112	—	112
14	大船駅西口交通広場自転車等駐車場	1,025	115	1,140
15	北鎌倉サイクルパーク	105	210	315
16	極楽寺駅自転車駐車場	53	—	53
17	稲村ガ崎駅第一自転車駐車場	35	—	35
18	七里ガ浜駅自転車駐車場	35	—	35
19	湘南町屋駅自転車駐車場	50	—	50
20	湘南深沢駅自転車駐車場	430	—	430
21	西鎌倉駅自転車駐車場	220	—	220
22	片瀬山駅自転車駐車場	40	—	40
合 計		8,069	3,019	11,088

出典：交通安全と事故のしらべ

(8) 自転車に関するデータの収集

自転車に関する様々なデータ（利用状況、事故統計等）を収集し、調査分析を行い、施策に活かしていきます。

(9) 推進体制

これらの「自転車の安全な利用の促進に関する施策」を実施するため、市や警察をはじめ、鎌倉市交通安全対策協議会を構成する関係機関・団体等が相互に連携して、自転車の安全な利用について、組織的かつ継続的に展開していくとともに、周知・啓発を行っていきます。

目標等の進捗状況については、毎年、鎌倉市交通安全対策協議会において報告を行うことで、進行の管理を図っていきます。

また、自転車に関する法令等の改正や自転車の総合対策の実施など社会環境の変化があった場合は、施策の内容について追加や修正を行うなど、随時、必要な見直しを行います。

資 料

目次

資料1	鎌倉市自転車の安全利用を促進する条例・・・・・・・・・・	1
資料2	鎌倉市交通安全対策協議会会則・・・・・・・・・・	5

鎌倉市自転車の安全利用を促進する条例

(目的)

第1条 この条例は、豊かな自然をもつ本市において、環境にやさしく身近な交通手段である自転車の安全な利用を促進することにより、自転車と歩行者及び自転車以外の車両との共存を実現し、もって交通安全の確保に寄与するとともに、市民等の安全と快適な生活を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自転車 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 2 条第 1 項第 11 号の 2 に規定する自転車をいう。
- (2) 自転車利用者等 自転車利用者及び自転車所有者をいう。
- (3) 市民等 市民及び自転車利用者等をいう。
- (4) 関係団体 地縁による団体、市内の小中学校等ごとに任意に保護者と教職員が組織する教育に関係を有する団体、高齢者団体その他交通安全に関する活動を行う団体をいう。
- (5) 事業者等 自転車の小売りを業とする者及び自転車貸出事業者（以下「自転車小売業者等」という。）、鉄道事業者、一般乗合旅客自動車運送事業者（以下「バス事業者」という。）並びに公共施設、商業施設及び娯楽施設等の設置者をいう。

(市の責務)

第3条 市は、国、神奈川県、市民等、関係団体及び事業者等と連携し、自転車の安全な利用を促進し、自転車の安全で快適な利用環境の向上を図るための施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な措置を講じるものとする。

(自転車利用者等の責務)

第4条 自転車利用者等は、自転車が軽車両であることを自覚し、年齢や体力に応じた安全利用を心掛け、道路交通法、神奈川県道路交通法施行細則（昭和 44 年公安委員会規則第 1 号）その他の法令の規定を遵守するとともに、次に掲げる事項を励行し、自転車の安全な利用に努めなければならない。

- (1) 車道通行を原則とし、歩道を通行することが認められる場合は、歩行者の通行を妨げない速度及び方法で通行すること。
- (2) 車道通行の際は、左側を通行すること。
- (3) 保護者等は、13 歳未満の子どもにヘルメット着用をさせること。
- (4) 携帯電話、イヤホン（補聴器を除く。）又はヘッドホンを使用しながら運転をしないこと。
- (5) 商店街の区域内等を通行しようするときは、必要に応じて自転車を押して歩くこと。
- (6) 傘を使用しながら運転する等視野を妨げ、又は安定を失うおそれのある方法で運転をしないこと。
- (7) 夜間において、無灯火で運転をしないこと。

2 自転車利用者等は、自転車に係る事故に伴う補償又は賠償に備えるため、自転車損害保険等に参加するように努めなければならない。

3 自転車利用者等は、その利用する自転車について定期的に点検し、必要に応じて整備するよう努めなければならない。

4 自転車利用者等は、市及び関係団体が実施する事業に協力し、積極的に参加するよう努めなければならない。

(市民等の役割)

第5条 市民等は、自転車の安全な利用の方法について理解を深め、市が実施する自転車の安全な利用の促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(関係団体の役割)

第6条 関係団体は、市が実施する自転車の安全な利用の促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者等の責務)

第7条 自転車小売業者等は、市が実施する自転車の安全な利用の促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

2 自転車小売業者等は、自転車を購入しようとする者又は貸出を希望する者に対して、自転車損害保険等に関する情報を提供し、その加入の促進に努めなければならない。

3 鉄道事業者、バス事業者並びに公共施設、商業施設及び娯楽施設等の設置者は、鎌倉市自転車等の放置防止に関する条例（平成2年条例第12号）第6条及び第7条の責務を果たすほか、市が実施する自転車の安全な利用の促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(自転車交通安全教育等)

第8条 市は、市内の小中学校等その他の教育機関、神奈川県、関係団体及び事業者等と連携し、自転車の安全な利用の促進について市民等の理解が深まるよう広報その他の啓発活動を行うものとする。

2 市内の小中学校等の長は、児童生徒の発達段階に応じた自転車交通安全教育の実施に努めるものとする。

3 市は、第1項の啓発活動を行うに当たっては、就学前の児童を養育する保護者に対する交通安全教育を実施するよう努めるとともに、高齢者に対しては、高齢者団体と連携して実施するよう努めるものとする。

4 市は、関係団体が行う交通安全教育及び啓発活動に対して、情報の提供、助言、財政上の措置その他の必要な支援を実施するものとする。

(計画の策定)

第9条 市長は、自転車の安全な利用の促進に関する施策を総合的に推進するための計画（以下「自転車安全総合推進計画」という。）を定めるものとする。

2 自転車安全総合推進計画には、交通安全教育に関する事項、広報啓発に関する事項、自転車に係る利用環境の向上を図るための整備に関する事項その他の自転車の安全な利用の促進に関し必要な事項を定めるものとする。

3 自転車安全総合推進計画を定めるに当たっては、国、神奈川県、関係団体及び市民等の意見を反映させるために必要な措置を講じるとともに、計画を定めた際は、遅滞なくこれを公表するものとする。

4 前項の規定は、計画の変更について準用する。

(財政上の措置)

第10条 市は、自転車の安全な利用の促進と利用環境の向上に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じるものとする。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第9条の規定は、平成25年4月1日から施行する。

鎌倉市交通安全対策協議会 会則

(名称)

第1条 本会は、鎌倉市交通安全対策協議会（以下「協議会」という。）という。

(目的)

第2条 協議会は、市内の交通秩序を確立し、交通の安全と円滑を期するため、関係機関、団体の密接な連携のもとに、総合的かつ効果的な対策を強力に推進することを目的とする。

(所掌事務)

第3条 協議会は前条の目的を達するため次の事項を行う。

- (1) 各種安全運動の推進に関する事
- (2) 各種安全教育の推進に関する事。
- (3) 道路交通環境の整備改善に関する事。
- (4) 学童等交通誘導員事業に関する事。
- (5) その他の交通安全の推進に関する事。

(組織)

第4条 協議会は市民組織及び関係団体並びに関係行政機関等のうちから会長が委嘱または任命した委員をもって組織する。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- | | |
|-----|-----|
| 会 長 | 1 名 |
| 副会長 | 若干名 |
| 監 事 | 2 名 |

(役員を選任及び職務)

第6条 会長は、鎌倉市長をもってあてる。

- 2 会長は、協議会を代表し会務を総理する。
- 3 副会長は、鎌倉交通安全協会会長、大船交通安全協会会長、鎌倉警察署署長、大船警察署署長、神奈川県藤沢土木事務所所長、鎌倉商工会議所会頭、鎌倉市観光協会会長、地区自治組織連合会会長、鎌倉市副市長をもってあてる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順序によりその職務を代行する。
- 5 監事は、協議会の会計を監査する。

(幹部会)

第7条 幹部会は、会長、副会長、各部会長で構成し、必要に応じて協議会の基本的事項について、会長の招集により会議を開催することができる。

(部会)

第8条 協議会に次の部会を置き、当該各号に掲げる事項を分掌する。

(1) 交通安全部会

ア 交通安全運動の推進及び交通安全教育の推進に関する事項。

イ 他の部会に属さない事項。

(2) 交通安全施設部会

ア 道路及び交通安全施設の整備改善に関する事項。

2 部会は、関係機関及び団体の職員のうちから会長が指名した部会長、副部長、及び部会員をもって組織する。

(部会長及び副部長)

第9条 部会長は、部会の事務を掌理し、部会を代表する。

2 副部長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときまたは部会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第10条 協議会の会議は、総会、幹部会及び部会とする。

2 総会及び幹部会は、会長が招集し、その議長となる。

3 部会は、会長の指示により部会長が招集し、その議長となる。

4 会議が急を要し、総会に付するいとまのないとき、または軽易な事案については、幹部会の決定をもって総会の決定とみなすことができる。

5 会議の内容により、会長または部会長が必要と認められるときは、その他の者の出席を求め、意見の聴取及び協力を依頼することができる。

(事務局)

第11条 協議会の事務局を鎌倉市役所交通対策主管課に置く。

2 事務局長は、交通対策主管部長をもってあてる。

3 事務局次長は、交通対策主管次長をもってあてる。

4 事務局課長は、交通対策主管課長をもってあてる。

5 事務局長は、委員に対し交通安全対策の推進に必要な資料の提出、その他について協力を求めることができる。

(補足)

第12条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し、必要な事項は会長が定める。

(付則)

この会則は、昭和43年9月18日から施行する。

(付則)

この会則は、昭和44年6月13日から施行する。

(付則)

この会則は、昭和45年6月1日から施行する。

(付則)

この会則は、昭和49年1月25日から施行する。

(付則)

この会則は、昭和50年6月27日から施行する。

(付則)

この会則は、昭和54年7月29日から施行する。

(付則)

この会則は、平成2年5月1日から施行する。

(付則)

この会則は、平成24年10月18日から施行する。

鎌倉市交通安全対策協議会 名簿

幹部会

役職	所 属
会 長	鎌倉市長
副会長	鎌倉交通安全協会会長
副会長	大船交通安全協会会長
副会長	神奈川県藤沢土木事務所長
副会長	鎌倉警察署長
副会長	大船警察署長
副会長	鎌倉商工会議所会頭
副会長	鎌倉市観光協会会長
副会長	鎌倉地区自治組織連合会会長
副会長	腰越地区町内自治会連合会会長
副会長	深沢地区連合町内会会長
副会長	鎌倉市大船自治町内会連合会会長
副会長	鎌倉市玉縄自治町内会連合会会長
副会長	鎌倉市副市長
部会長	鎌倉商工会議所専務理事

交通安全施設部会

所 属
大船交通安全協会副会長
鎌倉警察署交通課交通総務係長
大船警察署交通課交通総務係長
神奈川県藤沢土木事務所道路維持課長
鎌倉市消防本部次長
鎌倉市教育委員会教育部学務課担当課長
神奈川県企業庁鎌倉水道営業所長
東京電力株式会社藤沢支社長
東日本旅客鉄道株式会社鎌倉駅長
東日本旅客鉄道株式会社大船駅長
東日本旅客鉄道株式会社大船保線技術センター所長
鎌倉市立小学校長会会長
湘南京急バス株式会社鎌倉営業所長
株式会社江ノ電バス藤沢湘南営業所
鎌倉駐車場関係者代表

交通安全部会

所 属
鎌倉商工会議所専務理事
鎌倉交通安全協会副会長
鎌倉警察署交通課長
大船警察署交通課長
鎌倉市教育委員会教育部長
神奈川県鎌倉保健福祉事務所所長
鎌倉安全運転管理者会会長
大船安全運転管理者会会長
鎌倉市商店街連合会会長
鎌倉市立中学校長会会長
鎌倉市衛生協議会会長
鎌倉ライオンズクラブ会長
鎌倉大船ロータリークラブ会長
鎌倉ロータリークラブ会長
鎌倉中央ロータリークラブ会長
鎌倉南ロータリークラブ会長
神奈川県タクシー協会鎌倉支部
神奈川県自転車商協同組合鎌倉支部長
私立幼稚園協会会長
鎌倉地区交通安全活動推進協議会会長
大船地区交通安全活動推進協議会会長
鎌倉青少年交通安全連絡協議会会長
大船交通安全母の会会長
神奈川県自動車ディーラー交通安全対策推進協議会 副会長 鎌倉地区代表
神奈川県自動車ディーラー交通安全対策推進協議会 副会長 大船地区代表

監査役

所 属
鎌倉安全運転管理者会副会長
大船交通安全協会

鎌倉市自転車安全総合推進計画
平成25年 月 日

発 行	鎌倉市防災安全部市民安全課
編 集	鎌倉市御成町18番10号 TEL 0467-23-3000